

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ときわ会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬及び賞与をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬等は、勤務形態に応じて別表のとおり支給する。

- 2 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員の報酬等は支給しない。
- 3 理事長以外の理事、監事及び評議員について、報酬等は支給しない。

(報酬等の支給時期、支給方法等)

第4条 役員に対する報酬の支給日は、毎月10日とし、賞与の支給月は毎年6月及び12月とする。なお、支給の方法等については、給与規程に準じるものとする。

(費用弁償の支給)

第5条 非常勤役員及び評議員が法人業務を行う場合に、別に定める役員等費用弁償規程により、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

- 2 費用弁償の支給は、法人業務を行うその都度、支給するものとする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成29年6月 日から施行する。

別表（第3条関係）

（役員等報酬等）

役職名		報酬の額	賞与
理事長（常勤）		月額800,000円	6月 報酬月額×2.0ヵ月分 12月 報酬月額×2.2ヵ月分
理事長（非常勤） ※週3日を下回る勤務の 場合		常勤理事長の6割支給	無
理事長以 外の理事	常勤	無	
	非常勤	無	
監 事（非常勤）		無	
評議員（非常勤）		無	

※役員が法人職員を兼ねている場合は、報酬等は併給しない。